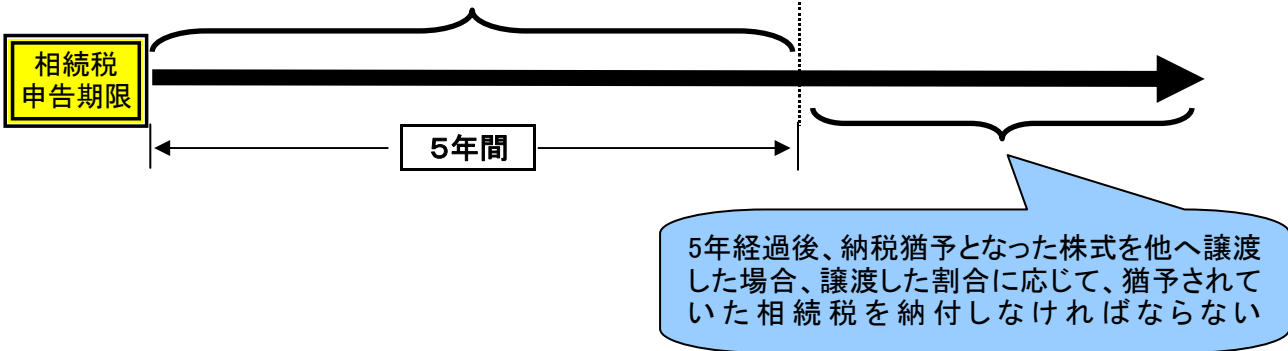


<事業承継税制の概略>

制度の概要

1. 中小企業の後継者が相続等によって取得した**自社株式の80%に対応する相続税の納税が猶予**されます。
2. **5年間**、雇用を確保しつつ**事業を継続**し、その後、株式を**保有し続けられ**ば、最終的に**納税が免除**されます。
3. **平成20年10月以降の相続**から適用開始となる予定です。

- 5年間の事業継続
 - 具体的には
 - ・代表者として事業を継続する
 - ・雇用の8割以上を維持する
 - ・相続した株式を継続保有する。
 - 経済産業大臣によるチェックを受ける。
- 5年間に諸条件を満たさなかった場合、猶予された相続税を全額納付しなければならない。



軽減割合・対象企業の大幅拡大

納税猶予が創設される結果、自社株式に係る相続税の軽減割合が、現行の「**10%減額**」から、「**80%納税猶予**」に大幅に**拡充**し、対象も大幅に拡大されます。

現行制度	
措置内容	自社株式に係る 10%軽減措置
対象会社	発行済株式総数 20億円未満 の会社
軽減対象	10億円 又は発行済株式総数の2/3以下のいずれか低い額



新制度	
措置内容	自社株式に係る 80%納税猶予 措置
対象会社	中小企業基本法上の中小企業(総額撤廃)
軽減対象	発行済株式総数の2/3以下(限度額撤廃)

(参考) 中小企業基本法の中小企業

	資本金	又は	従業員
製造業他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円		50人以下
サービス業	以下		100人以下

* 東京商工会議所資料より